

# 慶應義塾大学理工学部同窓会奨学金規程

平成27年3月17日制定

第1条（設置） 慶應義塾に慶應義塾大学理工学部同窓会奨学金（以下、「同窓会奨学金」という。）を置く。

第2条（目的） 同窓会奨学金は、卒業後、社会の発展に貢献し得る十分な資質を有し、かつ経済的理由により学業に専念することが困難な理工学部生を支援することを目的とする。同窓会奨学金の使途は学費等とする。

第3条（運営） 同窓会奨学金は、慶應義塾大学理工学部同窓会からの指定寄付金により運営する。

第4条（資格） 奨学生は理工学部在籍する学部学生とし、次の条件を備えていなければならない。

- 1 勉学の意欲を持ち、成績、人物共に優秀であること。
- 2 経済的に修学が困難であると認められ、将来成業の見込みがあること。

第5条（奨学金額および奨学生数） 奨学金額および奨学生数は、原則として次のとおりとする。

- 1 奨学金額は、奨学生1名につき年60万円とする。
- 2 奨学生数は、寄付金の範囲内で決定する。

第6条（期間） 給付期間は1年間とする。ただし、再申請を妨げないものとする。

第7条（申請） 同窓会奨学金の受給を希望する者は、所定の申請書類を学生総合センター矢上支部長に提出する。

第8条（選考および決定） 奨学生の採用は、前条にて申請のあった者から、学生総合センター矢上支部長の推薦に基づき、担当常任理事が決定する。

第9条（失格） 次の各号により不適格と認められた場合、奨学生はその資格を失い、すでに給付された金額の全額または一部を返還しなければならない。なお、返還方法は別に定める。

- 1 学則に基づく休学、退学、停学の場合
- 2 申請書類に虚偽の記載があった場合
- 3 その他奨学生として不適当と認められた場合

第10条（管理） 同窓会奨学金の資金の管理は、塾監局経理部が行う。

第11条（事務） 同窓会奨学金に関わる事務は、理工学部事務室学生課が行う。

第12条（規程の改廃） この規程の改廃は、理工学部教授会の議を経て、塾長が決定する。

附 則（平成27年3月17日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。